

各位

小美玉市 市民生活部 環境課

いばらき食べきり店の登録について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市環境行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、茨城県では、循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制と食品資源の有効利用を推進するため、外食産業等における食品ロス削減の取組を促進するとともに、県民の食品ロス削減に関する意識の向上を図ることを目的として、「いばらき食べきり協力店」制度を運用しています。

つきましては、市内登録店舗の拡大を通じて、事業者、市民が一体となり更なるごみの減量及び資源化に寄与していけるよう、参加登録へのご協力をお願い申し上げます。

大変お忙しい中、ご面倒をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどお願いを申し上げます。

記

1. 登録要領 別紙のとおり（チラシ・申請様式を含む）
2. 申請方法 メールまたは電子申請，FAX（下記アドレスまたはURL）
※直接ご持参でもお受けしています
3. 情報掲載 ご登録いただいた内容は、県の食べきり店登録サイトにて情報提供されるほか、市のウェブページにて広く市民への周知啓発に利用させていただきます。

【担当】小美玉市 環境課（廃棄物対策係）

電話 0299-48-1111 内線 1144 1145

FAX 0299-48-1199

メール kankyo@city.omitama.lg.jp

URL <https://www.city.omitama.lg.jp/0013/info-0000005836-0.html>

小美玉市 食べきり

検索



募集

いばらき食べきり協力店

茨城県では、「おいしく、残さず食べよう!!」を合い言葉に、料理の食べ残しなど捨てられてしまう「食品ロス」の削減に協力いただける飲食店や宿泊施設を募集しています。

「いばらき食べきり協力店」として登録して、茨城県のホームページ等で紹介します。ぜひご応募ください！

【食品ロス削減のための取組事例】

- お客様に料理の「食べきり」を呼びかける
- ハーフサイズなどのメニューの工夫をする
- お客様の食事の進み具合に応じて料理を提供する
- ドギーバックで料理の持ち帰りができる
- 客層に応じたメニューの提案ができる etc



- ◇応募方法 裏面の申請書に必要事項を記載のうえ、郵送等により送付してください。
- ◇登録証の交付 申請内容を確認のうえ、県の登録証を交付します。
※詳しくは、県廃棄物対策課ホームページをご覧ください。
下記までお問合せください。

【お問い合わせ・申請先】

茨城県県民生活環境部廃棄物対策課
企画指導グループ

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-3020

URL: <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/haitai/index.html>

茨城県 廃棄物対策課



いばらき食べきり協力店登録要領

茨城県県民生活環境部資源循環推進課

1 目的

循環型社会の形成に向け、一般廃棄物の排出抑制と食品資源の有効利用を推進するため、外食産業等における食品ロス削減の取組を促進するとともに、県民の食品ロス削減に関する意識の向上を図ることを目的として、本要領により「いばらき食べきり協力店」（以下「協力店」という。）の登録を行う。

2 対象事業者

県内で営業している飲食店、宿泊施設（ホテル・旅館）等（以下「店舗」という。）

3 登録要件

次の取組項目のうち、1つ以上の取組を実践する店舗を協力店として登録する。

- (1) 客への普及啓発活動
(宴会時の「3010 運動」の実践や適量注文の呼びかけ)
- (2) メニューの工夫
(ハーフサイズや小盛メニューの設定、客の嗜好や年齢層、男女比等に
応じたメニューの提案・提供、食事の進み具合に応じた料理の提供等)
- (3) 残した料理の持ち帰り
(持ち帰り容器の常備、持ち帰り可能なメニューの設定等)
- (4) (1)～(3)以外で食材のロスや食べ残しを削減する工夫
(顧客情報のデータベース化、ビッグデータの活用等による食品ロスの
削減の取組など)

4 協力店の役割

- (1) 「3 登録要件」の取組項目を積極的に実践し、食品ロスの削減に努めること。
- (2) 県から交付された登録証その他の啓発資材を店舗内に掲示し、顧客に対して啓発を行うこと。
- (3) 県が実施する食品ロス削減のための取組に協力すること。

5 申請方法

- (1) 協力店としての登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、店舗ごとに「登録申請書（様式1）」を県に提出するものとする。
- (2) 申請者は、登録を受けた後、「6 登録店の情報発信」に規定する県の情報発信について、あらかじめ承諾するものとする。
- (3) 県は、申請者から提出された申請の内容を確認のうえ協力店として登

録し、登録を受けた申請者に対して登録証及び登録ステッカーを交付する。

6 登録店の情報発信

県は、いばらき食べきり協力店一覧を作成し、一覧に記載した店舗の名称、所在地、連絡先、取組内容その他の情報を県ホームページへの掲載その他の方法により、広く県民に情報発信を行う。

7 登録内容の変更

協力店は、登録申請書に記載した内容を変更する場合（取組項目を追加、減少する場合を含む）は、すみやかに「登録変更届（様式2）」を県に提出するものとする。

8 登録の取下げ

- (1) 協力店は、「3 登録要件」で選択した取組を満たさなくなった場合及び店舗を廃止する等の理由により取組を中止する場合は、すみやかに「登録取下届（様式3）」を県に提出するとともに、登録証等の掲示を取り止めるものとする。
- (2) 県は、提出された届出書の内容を確認し、いばらき食べきり協力店一覧及び県公式ホームページ等の掲載情報から削除する。

9 登録の抹消

- (1) 県は、協力店が要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当ではないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された店舗は、すみやかにポスター等の掲示を取り止めること。

10 登録期間

登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して5年間とする。ただし、「登録更新申請書（様式4）」を県に提出することにより、更新を妨げない。

11 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、平成30年6月12日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年8月30日から施行する。

いばらき食べきり協力店登録申請書

茨城県知事 殿

申請者 店舗名称

代表者名

いばらき食べきり協力店登録要領に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請日 年 月 日

申請に係る 店舗の概要	名称			
	所在地	〒 ー		
	種別 (○をつける)	飲食店 ・ 宿泊施設 ・ その他		
	電話番号			
	ホームページ アドレス			
	連絡先	担当者氏名		
		電話番号		
F A X				
メールアドレス				

申請に係る おいしい 食べきりの 取組内容	該当項目	具体的な取組内容 (できるだけ詳しく記載してください)
	(1) 食べきりの促進の ための普及啓発 活動の実践	
(2) メニューの工夫		
(3) 残した料理の 持ち帰り		
(4) (1) ~ (3) 以 外の食べ残しを削減する 取組		

店舗のアピールポイント (自由記載)

※【確認事項 (了承する場合はチェックしてください)】

- 市町村における「いばらき食べきり協力店」登録制度と同様の店舗を登録する制度についても登録も希望します。
- 当該申請書の写しを県が市町村に送付し、市町村に情報提供することに同意します。